

独立監査人の監査報告書

令和6年5月16日

公益財団法人 JELA
理事長 古屋 四朗 殿

川田公認会計士事務所
東京都中央区
公認会計士 川田 充

監査意見

私は、一般財団法人 JELA の委嘱に基づき、一般財団法人 JELA の令和6年1月1日から令和6年3月31日までの財務諸表、すなわち、貸借対照表（貸借対照表内訳表を含む。）、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書内訳表含む。）、その附属明細書並びに重要な会計方針を含む財務諸表に対する注記（以下、「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続組織に関する事項を記載する必要があると判断した場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の業務執行の状況を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書におい

て独立の立場から財務諸表等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する注記がなされている場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

公益財団法人JELA

理事長 古屋 四朗 様

2024年5月16日

公益財団法人JELA

監事 安藤 淑子



監事 池永 清



監査報告書

私たち監事は、一般財団法人JELAの2024年1月1日から2024年3月31日までの会計及び業務並びに公益目的支出計画の実施状況について、監査を行いました。その結果について次の通り報告いたします。

1、監査の概要

- (1) 会計監査については、必要と思われる監査手続きを用いて、計算書類及びその付属明細書の正確性を検討しました。また、公認会計士による監査に立会い、財務内容に係る専門的見地からの所見を聴取することにより、所要の内容把握に努めました。
- (2) 業務監査については、Zoomによる臨時理事会と定時評議員会また対面による定時理事会が1回ずつ開催され全回に陪席して、業務執行の妥当性を考察し、いずれも業務目的に沿った取組がなされていることを確認しました。
- (3) 公益目的支出計画の実施状況については、計算書類及び関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続きを用いて、その妥当性を検討しました。

2、監査意見

- (1) 計算書類及び付属明細書は、財産および損益の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 事業報告及びその付属明細書の内容は真実であると認めます。
- (3) 理事の職務執行に関する不正行為または法令及び定款に違反する重大な事実はないものと認めます。

3、その他の所見

- (1) 2013年から一般社団法人 日本福音ルーテル社団は一般財団法人 JELA を経て公益財団法人化をめざし努力がなされましたが、本年4月1日に内閣府より公益財団法人 JELA として認可されました。この間の理事会及び職員の多大なる努力を評価します。本報告が一般財団法人 JELA 最後の監査報告になります。尚、公益財団化に伴い当財団への寄付金については所得控除や所得税控除の対象になることを会報の JELA NEWS 等を通して広く知らしめる必要があります。

- (2) 当財団が公益財団法人化を達成したのでサポート会員の一層の増加が望まれます。今後の努力が期待されます。
- (3) 当財団の収益事業は順調でその活動の経済的基盤が堅実になっていることを評価します。
- (4) 昨年5月のコロナの第5類への移行後、当財団の職員の勤務形態が新たに在宅勤務も可能となるなど変化がありました。また、チャリティーコンサートや海外でのワークキャンプも再開される等、休止を余儀なくされていた活動が始められました。
- (5) 当財団の主たる4事業、即ち世界の子供支援事業、難民支援事業、奉仕者育成事業、災害支援事業はそれぞれの活動を順調に再開または展開していることを評価します。

以上